

公益財団法人 日本サッカー協会
2025 年度 臨時評議員会

2025 年 10 月 26 日

決議事項

1. 評議員 5 名 選任の件

以下の 5 名の評議員を選任したい。

(1) 一般社団法人福井県サッカー協会

退任する評議員：西村昭治（にしむら しょうじ）副会長

選任する評議員：永棹稔（ながさお みのる）副会長

(2) 株式会社コンサドーレ

退任する評議員：三上大勝（みかみ ひろかつ）前代表取締役 GM

選任する評議員：石水創（いしみず はじめ）代表取締役社長

(3) 株式会社名古屋グランパスエイト

退任する評議員：小西エ己（こにし こうき）上級エグゼクティブアドバイザー

選任する評議員：清水克洋（しみず かつひろ）代表取締役社長

(4) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ

退任する評議員：玉田稔（たまだ みのる）参与

選任する評議員：井原多美（いはら たみ）理事

(5) 一般社団法人日本サッカー指導者協会

選任する評議員：中野雄二（なかの ゆうじ）副代表理事

※特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会の推薦で評議員を務めていた石川慎之助（いしかわ しんのすけ）氏は、本評議員会をもって退任。

なお、任期の満了前に退任した評議員に代わって選任する評議員の任期は、定款第 18 条第 2 項の規定により、退任する評議員の任期満了の時までとなるため、2026 年度に関する定時評議員会（2027 年 3 月）の終結の時までとなる。

2. 現役会長の信任決議の件

役員の選任及び会長等の選定に関する規程第 20 条に基づき、会長を継続する意思を表明した現役会長の信任決議を行いたい。

【参考】役員の選任及び会長等の選定に関する規程

第 20 条 「現役会長の信任決議」

- 第 15 条に定める評議員による選挙を経て会長予定者に選出され、その後の理事会において会長に選定された会長（以下「現役会長」という。）が、当該選定の 2 年後の改選（以下「次期改選」という。）に関して、自ら会長を継続する意思を表明した場合は、当該次期改選期の 10 月に開催される臨時評議員会において、現役会長の継続についての信任決議を行うものとする。

2. 前項の信任決議は、評議員による無記名の投票により行われるものとし、出席した評議員の過半数が現役の会長の継続について承認した場合、本規程第 8 条から第 11 条までの手続きを経ることなく、現役会長が会長予定者となる。
3. 信任決議の運営に係る事務は本協会の事務局が行うものとする。
4. 現役会長が継続する意思を表明しなかった場合又は現役会長が前項に基づく過半数の承認を得られなかった場合は、第 8 条に定める立候補に関する手続きを経て、第 15 条に基づき、当該次期改選期の 1 月臨時評議員会における評議員による選挙によって会長予定者を選出するものとする。

第 20 条の 2 【オンライン投票に関する特別規定】

1. 会長予定者を選出するための評議員会（第 15 条）又は現役会長の信任決議を行うための評議員会（第 20 条）がウェブ会議により行われた場合、前各条の定めにかかわらず、当該選挙又は信任決議はインターネットを通じたオンライン投票にて行われるものとする。
2. 前項に定めるオンライン投票は、匿名性が保証されたものでなければならない。